

○天草市日常生活用具給付事業実施要綱

平成23年2月18日

告示第22号

改正 平成25年2月13日告示第19号

平成26年10月1日告示第108号

平成27年12月22日告示第153号

平成28年3月16日告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、在宅の障害者等に対し日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（平25告示19・一部改正）

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表の種目の欄に掲げるとおりとする。

2 用具の給付の対象者は、本市に住所を有する者であって別表の対象者の欄に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者は、この限りでない。

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 既に給付を受けている用具と同一種の用具の給付（以下「再給付」という。）を受けようとする申請は、既に給付を受けている用具の給付日から起算して別表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、対象としない。ただし、修理不能等の理由により用具の使用が困難であると認められる場合は、この限りでない。

3 耐用年数を経過した後における再給付の申請は、次に掲げる場合に限り対象とする。

(1) 用具の修理ができない場合又は新たに用具を購入した方が当該用具を修理するよりも合理的かつ効果的であると認められる場合

(2) 用具の操作機能の改善等によりその使用効果が向上すると認められる場合

(給付の決定及び通知)

第4条 福祉事務所長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、調査書（様式第2号）により、審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により、給付を却下したときは日常生活用具給付却下通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具の給付を受けようとするときは、市と日常生活用具の給付に関する委託契約を締結した者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用負担）

第6条 給付決定者は、用具の給付に要する費用の一部（以下「自己負担額」という。）を業者に支払わなければならない。

2 自己負担額は、法第76条の規定に基づく補装具費の支給の例による。

（譲渡等の禁止）

第7条 給付決定者は、この要綱に基づき給付を受けた用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第8条 福祉事務所長は、給付決定者が虚偽又は不正な手段により用具の給付を受けたとき又は前条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付の特例）

第9条 福祉事務所長は、別表に掲げる種目のうち人工内耳用電池、ストマ装具及び紙おむつ等については、1回の申請で最大6月分の給付券を一括して交付することができる。

（台帳の整備）

第10条 福祉事務所長は、用具の給付状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年2月18日から施行する。

附 則（平成25年告示第19号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第108号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第153号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第23号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第9条関係）

（平26告示108・全改）

種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練 用支援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者及び寝た きりの状態にある難病 患者等	腕、脚等の訓練ので きる器具を附帯し、 原則として対象者の 頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整で きる機能を有するも の	8年	154,000 円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能 障害1級の身体障害者 又は同2級の身体障害 児で常時介護を必要と するもの及び原則とし て3歳以上の重度又は 最重度の知的障害者	褥瘡 <small>じよくそう</small> の防止、失禁等 による汚染又は損耗 を防止できる機能を 有するもの	5年	19,600円

	(児)並びに寝たきりの状態にある難病患者等			
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の原則として学齢児(学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)以上の者で常時介護を要するもの及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で入浴に当たり家族等他人の介助を要する原則とし3歳以上のもの	対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で原則として3歳以上のもの及び下肢又は体幹機能障害のある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴	4年	159,000円

			うものを除く。)		
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害児 で原則として3歳以上 のもの	原則として附属のテ ーブルを付けるもの とする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障害児 で原則として学齢児以 上のもので及び下肢又は 体幹機能に障害のある 難病患者等	腕又は脚の訓練等が できる器具を備えた もの	8年	159,200 円
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障 害を有する原則として 3歳以上の者で入浴に 介助を必要とするもの 及び難病患者等で入浴 に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助でき、対 象者又は介助者が容 易に使用し得るもの (設置に当たり住宅 改修を伴うものを除 く。)	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害 3級以上の者で原則と して学齢児以上のも の及び常時介護を必要 とする難病患者等	対象者が容易に使用 し得るもので手すり つきのもの(取替え に当たり住宅改修を 伴うものを除く。)	8年	9,850円
	T字状・棒状の つえ	下肢又は平衡機能若し くは体幹機能に障害を 有する者で原則として 学齢児以上のも	対象者が容易に使用 し得るもの	3年	4,460円
	移動・移乗支	下肢又は平衡機能若し	転倒予防、立ち上が	8年	60,000円

援用具	くは体幹機能に障害を有する原則として3歳以上の者で家庭内の移動等において介助を必要とするもの	り動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、かつ、必要な強度及び安定性を有するもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）			
頭部保護帽	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障害を有し、歩行及び立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	(1) スポンジ及び革を主材料としているもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年	15,200円 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上の者	足踏ペダルで温水温	8年	151,200	

	及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの並びに上肢機能に障害のある難病患者等	風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）			円
火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、それぞれ火災発生の感	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	１５，５００円	
自動消火器	知及び避難が著しく困難なもの及び難病患者等（当該者の世帯が火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	２８，７００円	
電磁調理器	視覚障害２級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障害者（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	６年	４１，０００円	
歩行時間延長 信号機用小型	視覚障害２級以上の者で原則として学齢児以	対象者が容易に使用し得るもの	１０年	７，０００円	

	送信機	上のもの			
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者 で当該者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚で きるもの	１０ 年	８７，４００円
在宅療養 等支援用 具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上 の者で原則として３歳 以上のもの	透析液を加温し、か つ、一定温度に保つ もの	５年	５１，５００円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害３級以 上又は同程度の障害を 有する者であって、必要 と認められるもの及び 呼吸器機能に障害のあ る難病患者等	対象者が容易に使用 し得るもの	５年	３６，０００円
	電気式たん吸 引器			５年	５６，４００円
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅 酸素療法を行う身体障 害者（児）		１０ 年	１７，０００円
	脈拍・酸素飽 和度モニター			５年	１２６，０００ 円
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害２級以上の原 則として学齢児以上の 者で当該者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用 し得るもの	５年	９，０００円
	盲人用体重計 (音声式)	視覚障害２級以上の原 則として学齢児以上の 者で当該者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用 し得るもの	５年	１８，０００円
	盲人用血圧計 (音声式)	視覚障害２級以上の原 則として学齢児以上の 者で当該者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用 し得るもの	５年	１３，５００円

	動脈中酸素飽和度測定機 (パルスオキシメーター)	難病患者等のうち人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害を有する者であって、発声及び発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト (上肢機能障害者(児)については、インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者(児)については、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等)	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)を有する者が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円

点字器	視覚障害２級以上の者 で原則として学齢児以 上のもの	対象者 が容易 に使用 できる もの	(1) 標準型	7年	標準型
			ア 両面書 真鍮 ^{ちゅう} 板製		ア 10,400円
			イ 両面書 プラスチック製		イ 6,600円
			(2) 携帯用	5年	携帯用
			ア 片面書 アルミニ ウム製		ア 7,200円
			イ 片面書 プラスチック製		イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者 で就労若しくは就学し ているもの又は就労が 見込まれるもの	対象者が容易に使用 し得るもの		5年	63,100円
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害２級以上の者 で原則として学齢児以 上のもの	音声等により操作ボ タンが知覚又は認識 でき、かつ、DAISY 方式による録音及び 当該方式により記録 された図書の再生が 可能な製品であつ て、対象者が容易に 使用し得るもの		6年	85,000円
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害２級以上の者 で原則として学齢児以 上のもの	文字情報及び同一紙 面上に記載された当 該文字情報を暗号化		6年	99,800円

		した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであって、対象者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用 拡大読書器	視覚に障害を有する原則として学齢児以上の者で本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等をいう。）の上に置くことで、簡単に拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の者で原則として学齢児以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	13,300円
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声若しくは発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者（聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	電話機に接続し、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で対象者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）であつて、本装置によりテレビ	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）	6年	88,900円

	の視聴が可能になるもの	用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの		
人工内耳用電池	人工内耳装用者	対象者が容易に使用し得るもの		月額 2,500円
人工喉頭	喉頭摘出者	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	8,100円
		(2) 電動式 あご下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100円
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づく自動点字変換が可能で、点字プリンターとの連動		1,030,000円

			により点字文書の作成及び音声化ができるもの		
	点字図書	福祉事務所長が別に定める。			
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱 ^{ぼうこう} 造設者	(1) 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋		月額 8,858円
			(2) 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者、3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害を有する者又は脳原性運動機能障害を有し、かつ意思表示が困難な者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品		月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防	1年	(1) 男性用 普通型 7,

			止装置をつけるもの	700円 簡易型 5, 700円 (2) 女性用 普通型 8, 500円 簡易型 5, 900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者（原則として学齡児以上とし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円

(備考)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 排泄管理支援用具、頭部保護帽及び人工内耳用電池については、在宅であることを要しないものとする。
- 4 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。